

令和 3年 2月 6日
長野県司法書士会

事 業 報 告 書

1 相談会名

全国一斉生活保護相談会

2 開催日時

令和3年1月24日（日）10：00～16：00

3 開催趣旨

現在、わが国では国民の6.5人に1人が貧困状態にあると言われ、ひとり親世帯の貧困率は高く、OECD加盟国においてワースト1位となっています。また、高齢者の生活保護受給者の伸び率が高いなど、事態はますます深刻な状態になってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大が、失業や収入減などにつながって生活困窮状態となり、生活保護申請を必要とする方が増加しているものと考えられます。

このような厳しい状況にかんがみ、生活に苦しむ方を1人でも多く最後のセーフティネットである生活保護制度へとつなげるべく、長野県司法書士会では、長野県青年司法書士協議会及び全国青年司法書士協議会との共催により本相談会を実施し、生活保護に関する相談をお受けしました。

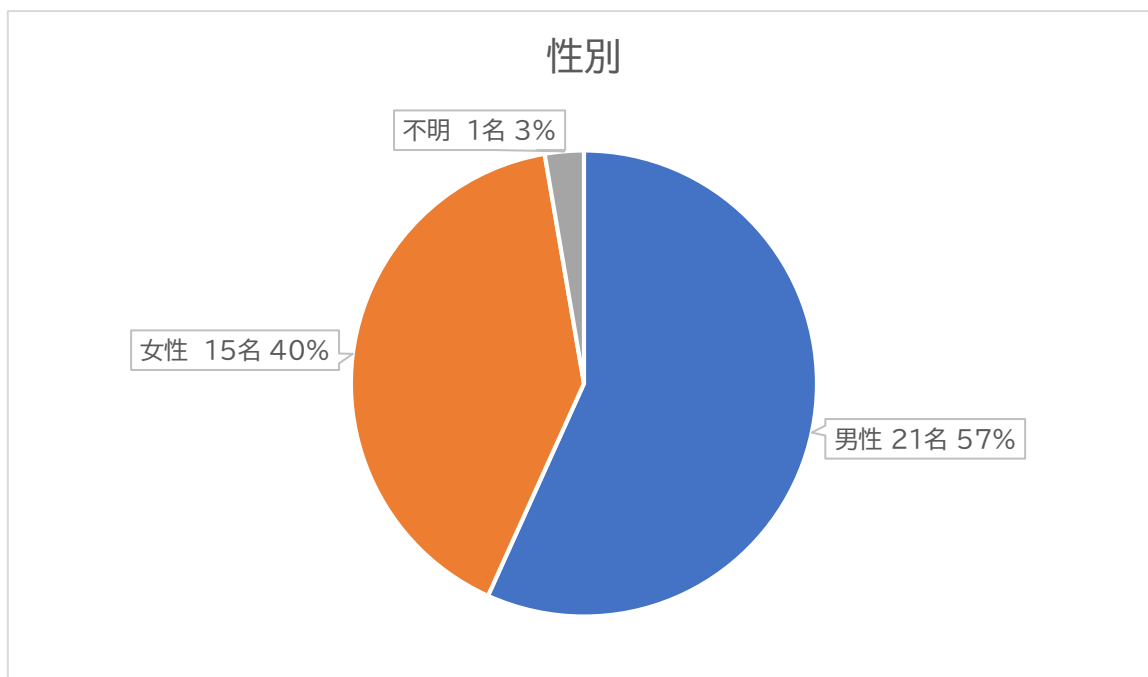
4 相談件数

合計 37件

内訳

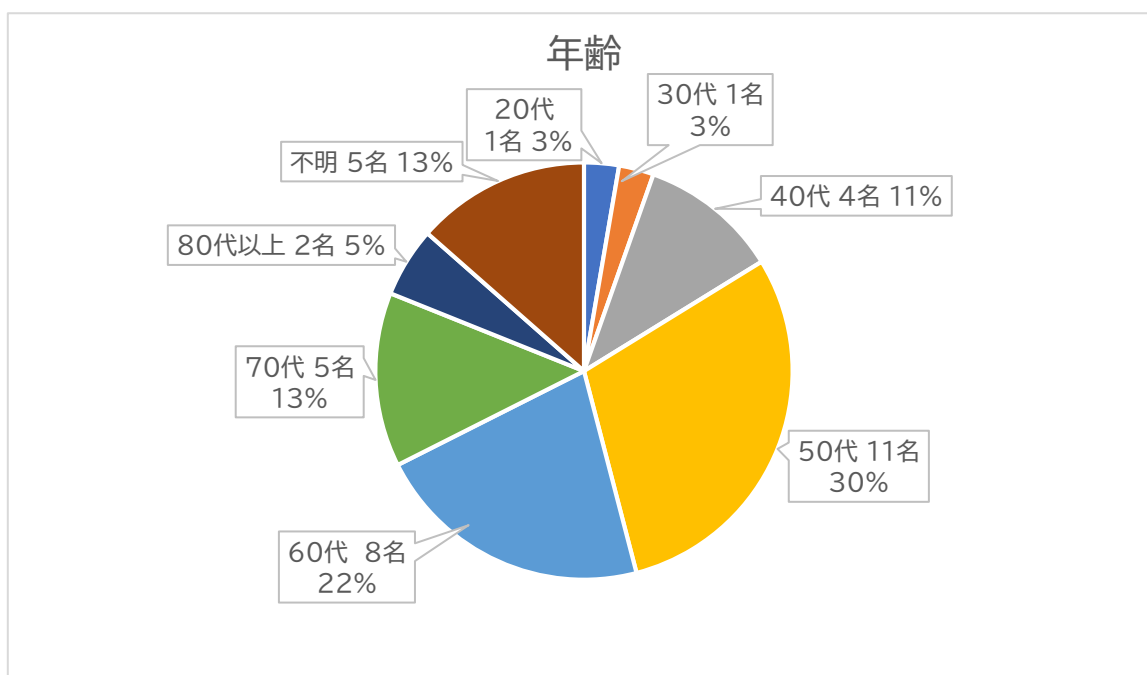
(1) 性別

男性 21名 女性 15名 不明 1名



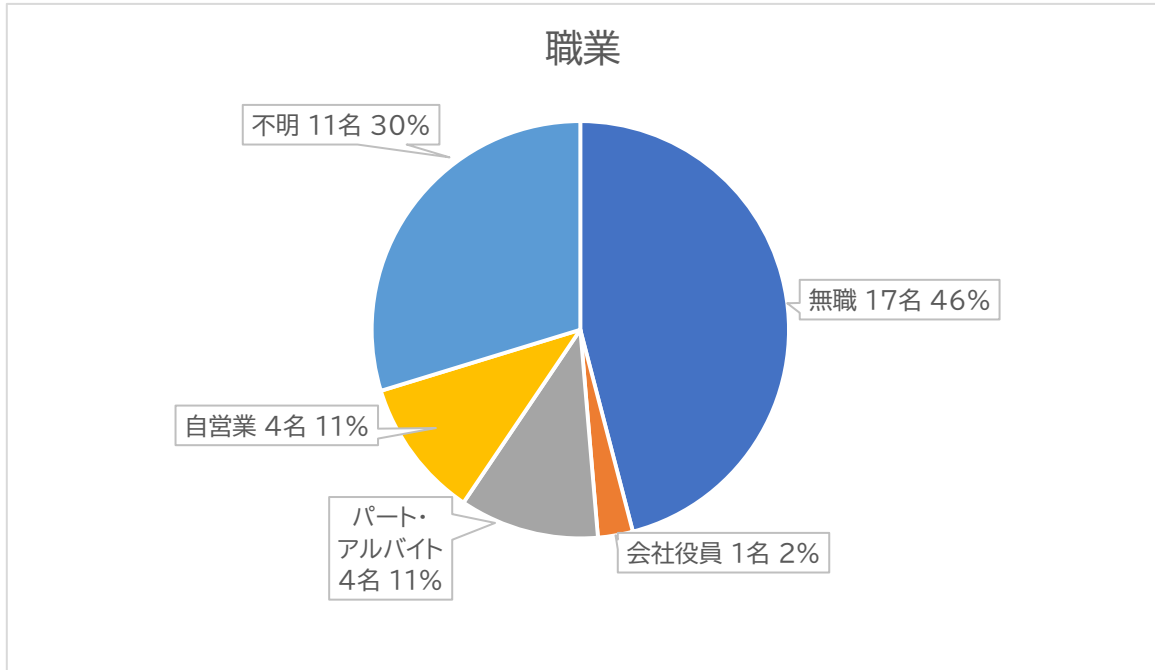
(2) 年齢

20代 1名 30代 1名 40代 4名 50代 11名
60代 8名 70代 5名 80代以上 2名 不明 5名



(3) 職業

無職 17名 会社役員 1名 パート・アルバイト 4名
自営業 4名 不明 11名



5 主な相談内容

- 持ち家があるが、生活保護を受けることはできるか。
- 借金があるが、生活保護を受けることはできるか。
- 窓口へ行ったところ、子供から援助を受ければいから、生活保護は受けられませんと言われた。しかし、子供は遠方に住んでいて、連絡を取り合っていないので困っている。
- 住宅ローンが残っているが、生活保護を受けることはできるか。
- 車を所有しているが、生活保護を受けることができるか。
- 窓口へ行ったところ、働いて下さいと言われた。しかし、仕事は見つからず、生活費が底をつきそうで困っている。

6 感想

長野県司法書士会では、長野県青年司法書士協議会及び全国青年司法書士協議会との共催により、以前から生活保護に関する電話相談を実施しています。今回の相談会では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年よりさらに相談件数が増えました。50代以上の中高齢の方の相談が多い一方で、20代から40代の方の相談もあり、幅広い年代の方から相談が寄せられました。

相談内容としては、大きく分けて生活保護受給中の方からの相談と、未だ受給をしていない方からの相談に分けられます。本相談会では、前者が4件、後者が33件でした。生活保護利用中の方からの相談としては、生活扶助の金額が足りないことに対する不満が垣間見えるものなど、生活保護を受給するもなお困窮している現状に起因すると思われる相談がありました。

生活保護未利用者からの相談としては、同行支援が必要として継続相談対応ないし受任に至ったものは1件のみでしたが、全般として、現状の生活の中の大きなストレス、将来への不安といったことに起因する相談が多く、あるいは単に話を聞いてほしいといった方もいらっしゃいました。

県内からの相談件数は12件、県外からの相談件数は25件でした。(県外の内訳は、茨城県8件、大阪府8件、香川県7件、徳島県1件、東京都1件です。)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った、職を失った、職が見つからないという相談がそれなりにあり、このような方はこれからも増えるのではと危惧されます。その他、申請窓口でいわゆる水際作戦に遭っているものと思われる事例が複数あり、同行申請の重要性も改めて感じるところです。

生活保護は、憲法第25条第1項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。また、長野県司法書士会では、生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう、司法書士が同行する活動を支援しています。

私たちは、市民に身近な法律家として、今後も引き続き本問題に対する取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。